

適正な制度の要件

— A. センを参照してJ. R. コモンズの 立ち位置を明確にする —

阿 部 晃 大

I 序

どのような制度再編が適正か。J. R. コモンズ（1862-1945）は、社会改良を目指す諸実践と学問的探究という二つの文脈から、この問いに向き合った。その主要な理論的成果が適正価値（reasonable value）の理論である。

そのコモンズの適正価値論の輪郭を次の方法で描き直すことが本研究の主題だ。それはA. センが提唱するいくつかの正義のアイディアを参照点とする形でコモンズの立場の特徴を明確化する方法である。

課題設定の背景には以下のような問題意識がある。すなわち、①制度再編の望ましさを評価する規範的理論の発展が望まれる状況にある（Cf. Coyle et al. (2023)）、②先行研究における適正価値論の理解に不十分な側面がある、③多くの共通点があるにもかかわらず、コモンズとセンの思想を比較する試みが殆ど見られない¹、という認識だ。

以下の構成は次のとおりである。最初にⅡ節では上記の問題意識②について説明する。それを通じて、本研究が前提とする立場を明らかにする。続くⅢ節ではコモンズの立場との比較に用いるA. センの正義のアイディアを取り上げる。そこでは①社会正義の実現に向けて何をどのように目指すか、②不正義を検出する情報的基礎として何を重視するか、③人間をどのように捉えるか、という三つの論点に分けて、センの立場を説明する。そして、これ

1 両者の関連づけを主題とする研究は私の知る限りPrendergast（2011）のみである。

ら三つの論点について、センの立場と比較して、コモンズの適正価値論の立ち位置を明らかにするのがⅣ節の主題となる。最後にⅤ節ではセンとの比較から浮かび上がったコモンズの適正価値論の特徴について総括する。

Ⅱ 本研究の背景と立場

コモンズ適正価値論の近年の先行研究

コモンズは適正価値を様々な視点で論じている。適正価値を一般化する理論家の視点、それを個別的な状況に即して捉える歴史家の視点、それを現在までに形作られてきたものとして捉える静的な視点、あるいは、それを将来に向けて作り変えられていくものとして捉える動的な視点等々。だが、彼は自身の視点を明らかにしないまま論述する癖がある。そのため、一見すると概念定義を与えているかに見える文章が実は特定の視点に依拠した記述に過ぎない、というようなことがよくある。このようなコモンズの悪癖は適正価値をめぐる論述の理論的な一貫性に対する疑念を生み、その理解を妨げてきた。

そうした背景の中、2012年にコモンズの主著『制度経済学』（Commons (1934a)）の草稿が日本で発見されたことが一つの契機となり、近年、日本の研究グループにより、草稿研究に基づきコモンズの適正価値論の体系的な解釈を試みるプロジェクトが展開されている（Cf. 日本学術振興会科研費基盤研究（C）21K01418）。ここでは、その成果の中から、宇仁による一連の理論研究と北川・二村（2022）を取り上げる。

宇仁の整理によれば、これまで彼の適正価値論は主に二つのやり方で解釈されてきた。①その主題を価格の適正さを問う「適正価格論」と捉える立場（Cf. Ramstad (2001)）と、②政策形成プロセスの適正さを問う「適正な政策形成プロセス論」と捉える立場である。そのような既存の解釈に対して、Uni (2024) は草稿研究に基づく理論形成史の分析を通じて、両者の立場を統合する次のような解釈を新たに提示している。

コモンズが1928年以前に展開した適正価値論は適正価格論のみを主題としていた。そこでは、「すべての事実の調査と正当なウェイトの付与」（Uni (2024) p.1199）がなされているかという観点から価格の適正さが問われる。

その後、1929～34年の間にコモンズは適正さの概念を拡張し、政策（制度）形成プロセスにおいて問われる適正さを射程に収めた。結果、適正価値論は二層構造を有するに至った。その新たな意味づけにおいては、「利害の衝突を調停に導くような自発的な理解の変容」（Ibid.）を促す熟議を経ているかという観点から政策形成プロセスの適正さが問われる。そこで重要なのは「達成可能な倫理的理想、科学的探究、集团的合意という適正さの3つの支柱」であり、それらが「公共的正当化」の文脈で「判断ないし正当化の基準として機能する」（宇仁（2022）p.93）ことだ。彼の「適正価格論は、一般的な独占価格論や公正競争論と大きく異なるものではなく、独自性はそれほど大きくない」（Ibid.）が、適正な政策形成プロセス論は熟議の質を問う現代の政治哲学の議論に接続可能な上、優位性を持つ具体的な制度のしくみを提示している点で強みを持ち、意義深い。以上のような解釈である。

北川・二村（2022）もまた、理論の発展に伴って、コモンズの適正価格論が適正価値論における中核の主題でなくなるに至ったと解釈する宇仁の立場に賛同する（p.45）。そして、適正価格論が適正価値論の中核だと誤解させるような論述をコモンズが展開した原因を「彼が適正価格論を適正価値論の中に明確に位置付けるに至るまで彼自身の思考が整理されていなかったこと」（p.61）に求めている。

もっとも、北川・二村（2022）が適正価格論に帰属する適正さの意味づけは宇仁の解釈と完全には一致していない。彼らはコモンズが『制度経済学』の第10章の終盤で提示した二種類の適正さ——①平均を下回っている何かを適正でないと捉え、通例的な慣習に従うことを促す立場、②平均を上回っている何かを適正と捉え、最適な実践を目指すことを促す立場——の区別を重視する。その上で、合衆国最高裁判所のような権威的機関による人為的淘汰により形成される「[通例的]な適正さのルール（適正価格のルール）」を明らかにする適正価格論の主題と次のような主題を区別する。すなわち、例えば「自主的に組織された諸集団からの自発的代表制」のように、ルール再編の影響を被る利害関係者達による集团的な探究と合意形成を重視して、達成可能な「最適な実践」に相当すると期待されるような「価値や実践を集团的に探究・志向する」主題を区分する（p.45）。その上で、後者の主題を適正

な価格のみならず適正な実践の追求も包括する適正価値論の中核として明確に位置付けるべきだったと診断している。

他方で宇仁は、上述の通り、二種類の適正さの意味づけを「すべての事実の調査と正当なウェイトの付与」と、熟議を通じた「利害の衝突を調停に導くような自発的な理解の変容」に区分する。その上で、前者の意味づけを重視する点に適正価格論の特徴を見出している。さらには、「すべての事実の調査と正当なウェイトの付与」のための単なる手段として集団的な探究や熟議を通じた合意形成を位置付け、「利害の衝突を調停に導くような自発的な理解の変容」を軽視する態度をとる限り、「適正な政策形成プロセス論」として不十分だと判断している（Uni (2024) pp.1201-1202）。つまり、後者の意味づけが成熟した適正価値論の本質的特徴だという立場である。

本研究が前提する立場

これらの研究は次のような意味で意義深い。すなわち、コモンズが草稿の改訂を続けた約10年間の終盤において、適正価値を実現する制度形成・再編の（上位者の裁定により下位者の間の紛争（dispute）を解消する方式に次ぐ、）2つ目の方式として、利害関係者の相互理解に基づく合意による自主的な管理運営を促す共同交渉システムの重要性を強調するに至った点を明らかにしたことである（Cf. Kitagawa (2017)）。

しかし、上記のいずれの解釈も十分でない側面を持っているように思える。すなわち、①適正価値論の理論形成プロセスにおける適正さの意味付けの連続性が軽視されており、結果的に、適正価格論を適切に位置づけられていない点、②『適正さの実質的な要件』の理論的説明が主題化されていない点が問題含みだと思われる。

最初に①を取り上げる。

宇仁や北川・二村（2022）はいずれも、適正価格論では扱えない主題に取り組むために、コモンズは適正さの意味づけを変えたと解釈している。そして、その一つの重要な論拠を次の事実に求めている。それは、社会立法（1911年のウィスコンシン州安全雇用法）の起草にあたり、コモンズが自伝

で以下のように述べていることだ。

労使関係のなかでは、われわれは、諸価値ではなく、諸実践をカバーするように『適正さ』の法的意味をシフトさせねばならなかった。これらの諸実践とは、安全、健康、児童労働、道徳的福利、賃金交渉、労働時間、女性や子供の最低賃金、労働争議、無料の職業紹介所など多様な課題として現れた。

（Commons（1934b）p.155 邦訳は宇仁（2023）p.34より引用）

この変化こそが、北川・二村（2022）が適正価値論とそれ以外を分ける意味付けの違いとする、通例的な慣習に従うことを求める立場から望ましくない慣習の改善を求める立場への変化だった。さらに、宇仁もこの変化が「すべての事実の調査と正当なウェイトの付与」から「利害の衝突を調停に導くような自発的な理解の変容」への意味づけの変化に結実したと解釈している（Uni（2024）pp.1199-1200）。

だが、コモンズが1910年頃に採用した適正さの意味づけ（望ましくない慣習の改善を求める意味付け）を1930年頃までの適正価値論に導入しなかったと考えて本当によいのか。次のような解釈の方が適切のように私には思われる。すなわち、労使関係にまつわる多様な社会課題の解決のように、望ましくない慣習を改善することは当初から適正価値論の重要な主題として位置付けられていた、という解釈だ。

たしかに、適正価格論においては適正な実践の問題がカバーされず適正な価格のみが主題化されるとの理解を前提すると、上記の自伝での述懐から、適正価格論では「通例的」な適正さのみが問われるため主題の拡張が必要になったとの理解が導かれることになる。だが、その前提は誤っていると思われる²。適正価格をその一部として含む適正価値は適正な実践から帰結するというのが草稿の初期段階から一貫していたコモンズの立場だからだ（Cf.

2 「通例的」な適正さでは適正な実践を主題化できないというわけでもない。事実、独占を扱う公益事業法の起草時には「通例的」な適正さを問う形で適正価格のみならず適正な実践（サービス）内容を主題化できた、と彼は述べている（Commons（1934b）p.155）。

Commons (1925) p.124, Commons (1934a) p.742)。

宇仁が整理したように、Ramstad (2001) は適正価値論の中心的な主題を価格の適正さを問う「適正価格論」と捉える立場として位置付けられるだろう。だが、だからといって、コモンズが適正でない労使関係の改善を重視したことをRamstad (2001) が見逃しているというわけではない。そのことは次の文章から明確に読み取れる。

コモンズが考えたように、司法によって権威付けられた実践が生み出す実際の結果（価値）は、定義上「適正」である。しかし、先に示したように、コモンズはキャリアのすべてをその改善に捧げた。コモンズ独自の経済政策志向を把握するためには、コモンズ自身のアジェンダは次の点にこそあったと理解する必要がある。すなわち、裁判所がすでに達成しようとしていることを「改善」すること、つまり、経済的「競争」にすでに意志に基づいて組み込まれている最優先の公共目的、すなわち適正さを、より効果的に実現する手段を、主として労働市場において、見出すことである。

(Ramstad (2001) p.265)

例えば、適正と認められないような長時間労働や環境破壊を伴って生産された結果、製品が安く販売されたとしても、それは適正価格とは認められない。適正価格であるためにはそれが適正な実践の帰結である必要がある。

つまり、コモンズの適正価格論では実践の適正さも問われるし、通例的な慣習をより望ましい実践や価格へと改善することも主題化される、とRamstad (2001) は解釈している。私は適正価格論における適正さの意味づけをこのように捉える点についてはRamstad (2001) に賛同する³。

3 このような理解に立った場合でも、適正価格を実現するためには適正な実践かどうかを判断する必要があることに変わりはない。したがって、価値や実践の適正さをどのように判断すればよいかという難題からは依然として逃れられない (Cf. Ramstad (2001) p.268)。そして、その文脈で、共同交渉システムの優位性が強調されるに至った点を明らかにした宇仁や北川らの研究は先述のように意義深い。コモンズが1925年草稿『適正価値』で提示した適正価値論の輪郭（正確には「経済的

そして、この解釈が正しい場合、「すべての事実の調査と正当なウェイトの付与」を重視する姿勢と「熟議を通じた、利害の衝突を調停に導くような自発的な理解の変容」を重視する姿勢は、価格の適正さを問う文脈でも実践の適正さを問う文脈でも、次のような形で問題なく両立する。

そもそも、「確認されるべきすべての事実」を調査し、「それぞれに付与される正当なウェイト」（Commons（1925）p.123）を決めることは、いかなる種類の判断でも、適切な判断形成を行う上で不可避のステップだ（Cf. Commons（1924）Ch. IX, IV. Due Process of Thinking）。他方、公共目的（制度再編の影響が及ぶ人々の共通の関心）に照らして何にどれほどのウェイトを付与するかを決定する手続きは一通りでない。共同交渉システムはそれを決める有効な手続きの一つといえる（Cf. Kitagawa（2017））。「熟議を通じた、利害の衝突を調停に導くような自発的な理解の変容」は利害関係者が自主的に合意してその実現に協力するような理念の形成を可能にするため、「適正さの発見における手続き」として有効性を発揮すると期待できるからだ。以上のような形である。

したがって、「すべての事実の調査と正当なウェイトの付与」と「熟議を通じた、利害の衝突を調停に導くような自発的な理解の変容」という二つの意味付けの間に主題の断絶を見る必要はない。むしろ、すべての事実に付与されるウェイトが正当であることによって「適正さ」が確保されるという立場をコモンズは少なくとも1924年の著作から一貫して維持していたと見るべきだろう（Cf. Commons（1924）p.351, p.360, Commons（1925）p.76, pp.85-87, Commons（1934a）p.121, Commons（1950）p.155）。

結局、本研究が前提する立場は次のとおりだ。適正価値論は当初から次の三種の主題を含んでいた。それは、①確認されるべき事実にはどのような種類があるか（網羅的なカテゴリーからなる輪郭（outline）の提示（Cf. Commons（1934a）p.738））、②それぞれの事実にどれほど大きなウェイト

かつ法的な理論における適正さの輪郭」（Commons（1925）p.122）に照らして共同交渉システムの位置づけを考えると、それは有力な「適正さの発見における手続き」（p.123）であり、また、それ自体が適正な実践でもあるということになる。

を付与するべきか、③いかなる手続きで正当なウェイトを決定するべきか、という三つの問いである。1930年前後を境に「熟議を通じた、利害の衝突を調停に導くような自発的な理解の変容」を導く方法の重要性が強調されるに至ったが、それは③における理論的深化であり、①や②の主題と両立する。

続いて、本小節の冒頭で挙げた、②『適正さの実質的な要件』の理論的解明が主題化されていない点について取り上げる。

ここで『適正さの実質的な要件』と呼ぶのは、適正価値を判断するデュー・プロセスに従う諸行動が「それに向かっていると信じられているような公共目的」(Commons (1924) p.337)の内容に関わる要件である。コモンズはそれを正当な目的 (due purpose) あるいは実質的正義 (substantial justice) などと表現した (Cf. Commons (1924) p.341, pp.353-354)。実質的正義の要件を解明する主題は、適正な価値評価や実践を決定するプロセスの正当性を問う「手続き的正義」の主題とは区別できる (が不可分の) 主題である。

宇仁は「適正さ (reasonableness) とは、諸制度や諸政策に関する合意に至るプロセスがもつべき特徴である」(宇仁 (2023) p.26)、「コモンズの適正な政策形成プロセス論における適正さの中心的意味は熟議の認識的アスペクトにある」(Uni (2024) p.1198) などと述べている。これらの記述はそこで焦点を当てているのが政策形成プロセスにおける手続き的側面であることを示している。また、北川・二村 (2022) やその他の研究でも『適正さの実質的な要件』の理論的解明を主題とするものは、私の知る限り、無いようだ⁴。

他方、Uni (2024) はコモンズの実質的正義の理論に関連する興味深い事実を指摘している (pp.1196-1197)。それはコモンズが1928-29年草稿で「繁

4 特定の時代や場所で大きなウェイトが付与されている (または、状況の改善のためにそれが付与されるべき) 理念を解明する主題と、実質的要件の一般的特徴を解明する主題は異なる。ここでは後者の主題に焦点を当てる。前者の主題について、コモンズが当時のアメリカ合衆国やウィスコンシン州の (主に労働者をめぐる) 問題の解決にあたって重視した実質的な理念の特定に成功している研究は数多く存在している (Ex. 加藤 (2013), 高橋 (2023))。

栄、保障（security）、自由、平等」という多元的な価値（実質的正義）の抽象的カテゴリーを特定し、その上で、それらを誰にどれだけ配分するかについての合意が重要だと考えていたことだ⁵。コモンズはその合意内容が適正価値だとも述べている（Cf. Commons（1928-29）pp.831-832）。

つまり、公共目的に照らして何にどれほどのウェイトを付与するかを決めるにあたり、公共目的に反する何かを検出する実質的な要件を理論的に特定する余地がある、と少なくとも1928-29年当時のコモンズは考えていたはずである。

以上のような背景を踏まえると、次のような課題への取り組みには有意義な成果を期待できるかもしれない。それは、コモンズ適正価値論において、関連する諸因子のウェイト付けを正当化する論拠として機能する、『適正さの実質的な要件』がいかに理論化されているか、これを明らかにする主題である。次節からはセンの正義のアイディアとの比較を通じてこの主題に取り組む。

なお、Ramstad（2001）はコモンズの実質的正義の立場について、1894年の著作『社会改良と教会』でのコモンズの記述を根拠に、次のような解釈を提示している。すなわち、「自己実現（self-realization）」を達成する機会——これには「自立（independence）」の能力の実現も含まれることを想起しなければならない（Cf. Commons（1934a）p.874）——が、コモンズ自身の「良い社会」に関する最重要基準だった（Ramstad（2001）p.268）とする解釈である。コモンズはソーシャル・ゴスペル運動の信条に従う「哲学的先入観に依拠して」（Ibid.）この基準を導入した。それを満たすための実践的要件が「人類の最も根源的な三つの願望である保障、自由、平等」（Commons（1934a）p.706 邦訳 下巻p.174）だ。このようにRamstad（2001）は解釈する。この解釈の是非についてはIV節の最後で簡単に言及する。

5 ただし、宇仁も指摘している通り、この箇所はCommons（1934a）では削除されている。

Ⅲ 本研究で参照するセンの正義のアイディア

Prendergast (2011) はコモンズとセンが以下の二つの見解を共有していると指摘している。すなわち、①「人間開発 [人々の選択肢の拡大] が経済活動の主要な目的であり、人間の福祉の適切な基準であるという見解」(p.208 [] 内は筆者、以下同様)、および、干渉や強制からの解放を意味する消極的自由ではなく、②積極的自由 (「価値づけられた結果を実際に達成する機会」 p.209) に着目して人々が享受可能な選択肢を評価する見解である。

この指摘を足掛かりにしてコモンズとセンの立場を比較することで、コモンズの実質的正義の理論の輪郭を浮き彫りにできるのではないか。これが本研究の作業仮説である⁶。

以下では①社会正義の実現に向けて何をどのように目指すか、②不正義を検出する情動的基礎として何を重視するか、③人間をどのように捉えるか、という三つの論点に関連するセンの特徴的な立場を取り上げて説明する⁷。

社会正義の課題と接近方法：実現ベースの比較 (realization-focused comparison)

センは現代正義論の多数派が「先験的制度尊重主義 (transcendental institutionalism)」アプローチをとっていることを指摘し、「実現ベースの比較」アプローチの必要性を説く。先験的制度尊重主義は次のような二つの特徴を持つ。

6 Prendergast (2011) はコモンズ思想の解釈や正義論の主題に踏み込まず、センの市場観の問題点を浮き彫りにし、その限界を乗り越えるためにコモンズの思想を活用している。そのため、ここではこれ以上彼女の議論を詳しく検討することはしない。

7 ここで取り上げるアイディアだけが比較対象として有効だと主張したいわけではない。例えば、次のような立場との比較もコモンズの立ち位置を見極める上で役に立つかもしれない。公共的推論 (public reasoning) を重視し、スミスの「公平で普遍的な観察者」のアプローチを「決定者だから、あるいは利害関係者だからという理由で意見を聞くのではなく、もっと完全で公正な理解に我々を導いてくれるかもしれないという理由で他者の意見を聞く余地を残している点」(Sen (2009) p.131 邦訳 p.203) に強みを認めて擁護する。このようなセンの立場である。

第一に、正義と不正義の間の相対的な比較ではなく、「完全なる正義」のみに関心を集中する。……その焦点は、完全な理想には届かないすべての現実可能な社会を比較するところにはない。その目的は、「公正」の性質を明らかにするところであり、ある社会よりも「より不公正でない」社会の基準を探そうとするのではない。

第二に、先験的制度尊重主義は完全性を求めて制度を正すことに集中し、最終的に表れる実際の社会に直接、焦点を合わせようとはしない。

Sen (2009) pp.5-6 (邦訳書 pp.37-38)

「完全に公正な制度を描写することは、現代正義論の中心的課題になっている」(Ibid. p.8 邦訳書 p.40)。このような現状に対して、我々はむしろ「実現可能なくつかの選択肢から選択するために正義を比較する枠組みを必要とする」(Ibid. p.9 邦訳書 p.42) とセンは主張している。

第一の先験的アプローチの問題点は実行不可能性と過剰性に求められる。

実行不可能性というのは、「例えば、分配上の平等と、全体的あるいは集計的な向上との間でどのような相対的ウェイトを与えるべきかに関しては相違が生じうる」(Ibid. pp.10-11 邦訳書 pp.43-44) のであり、「正義の評価にとって適切だと主張しうる、競合する原理が複数存在する」ため「完全に公正で特定可能な社会的取り決めが存在しない」(Ibid. p.15 邦訳書 p.50) 可能性がある、ということだ。

また、過剰性とは次のような問題で、決定的な重要性をもつとされる。それは、「もし、ある正義論が理に適った (reasoned) 政策や戦略や制度の選択に導いてくれるなら、完全に公正な社会的取り決めを特定するなどということは必要でもないし十分でもない」(Ibid.) ということだ。

第二の制度尊重主義、すなわち「制度の選択や理想的な社会的取り決めの特定」(Ibid. p.18 (邦訳書 p.54)) に焦点を当てるアプローチに替え、達成されることに焦点をあてる理論が必要な理由については次のように説明している。

人々の暮らしや経験や成果の重要性は、存在する制度や有効な規則に関する情報だけで置き換えられるものではない。もちろん、制度や規則は、

起こることに影響を与えるという点で非常に重要であり、現実の世界の不可欠な部分ではあるが、しかし、実際に起こる現実、そのような組織のあり方を越えて、人々が達成できる（あるいは達成できない）生活をも含むものである。

Ibid. p.18（邦訳書 p.54）

このような論拠からセンは実現ベースの比較アプローチを採用し、実現可能ないくつかの選択肢から選択するために正義を比較する枠組みを擁護する。そこで重要となるのは「より不公正でない」社会かどうかを判断する基準として活用すべき情動的基礎を特定することである。

「より不公正でない」社会の情動的基礎としてのケイパビリティ

センは財の量や財が生み出す主観的効用を情動的基礎にして社会的厚生を論じる正義論には限界があると考え、ケイパビリティ・アプローチを推奨する。それは是正が必要な不公正の所在を問う際の重要な情動的基礎として、各人が実現可能な機能ベクトルの集合、すなわちケイパビリティに着目するアプローチである（Cf. Sen（1985）Ch.2）。

効用あるいはリソースに基づく考え方とは対照的に、ケイパビリティ・アプローチでは個人の優位性を、人が価値を認める理由のあることを行うケイパビリティによって判断する。……ここでの焦点は、人が行う価値・人がある価値があると認めることを実際に行う・価値があると認める状態になる自由にある。明らかに、我々が最も高い価値を認めることを達成できることは我々にとって特に重要である。しかし、自由というアイディアは、我々が何を欲するのか、我々が何に価値を認めるのか、そして究極的には我々が何を選択するかを、自分で決めるという自由も尊重する。このようにケイパビリティという概念は、「包括的な機会」という観点から捉えられる自由の「機会の側面」とも密接に関連しており、単に「最終的に起こること」だけに焦点を合わせているのではない。Sen（2009）pp.231-232（邦訳 pp.335-336 ただし、一部改変した）

彼が情報的基礎として財の量や主観的な幸福感や欲望の充足度合を取り上げるだけでは十分でないと考える理由は次の通りである。

第一は、人によって財の客観的特性を機能の達成につなげる能力に違いがあるため、所有する財の量が同じでもケイパビリティに格差が生じる余地があるからだ。

第二は、人は身を置く環境に適応して慎ましい欲望を持つ場合もあるからだ。「食物に欠乏し栄養不良であり、家もなく病いに伏せるひとですら、彼／彼女が【現実的】な欲望を持ち、僅かな施しにも喜びを感じるような習性を身につけているならば、幸福や欲望充足の次元では高い位置にいることが可能である」(Sen (1985) p.14 邦訳pp.34-35)。欲望が満たされている状態でも、それが不公正な環境で形成された慎ましい欲望ならば、公正であるとは限らない。したがって、情報的基礎として主観的な効用や幸福感は十分ではない。以上のような理由である。

最後に、2009年の著作『正義のアイディア』におけるケイパビリティの概念よりも狭い定義ではあるが、コモンズの立場の違いが明確に表現されているので、1985年の著作『福祉の経済学：財と潜在能力』第2章の形式的な定義も以下に引用しておく。

- 所有する財ベクトルが x_i のとき、個人 i にとって実現可能な機能ベクトルの集合は

$$P_i = \{b_i \mid \exists f_i(\cdot) \in F_i, b_i = f_i(c(x_i))\}$$

- 集合 X_i 内の財ベクトルから所有する財のベクトルを自由に選択できる場合、個人 i が実現できる機能ベクトルの集合は

$$Q_i(X_i) = \{b_i \mid \exists f_i(\cdot) \in F_i, \exists x_i \in X_i, b_i = f_i(c(x_i))\}$$

この $Q_i(X_i)$ を個人 i のケイパビリティと呼ぶ

- 記法

□ x_i : 個人 i が所有する財のベクトル

□ $c(\cdot)$: 財ベクトルをその財の特性ベクトルに変換する関数

適正な制度の要件 —A. センを参照してJ. R. コモンズの立ち位置を明確にする—

□ $f_i(\cdot)$: 個人 i が実際に行いうる財利用のパターンを反映する、個人 i の「利用関数」(所有される財の特性ベクトルから機能ベクトルを生み出す)

□ F_i : 個人 i が実際に選択可能な「利用関数」の集合

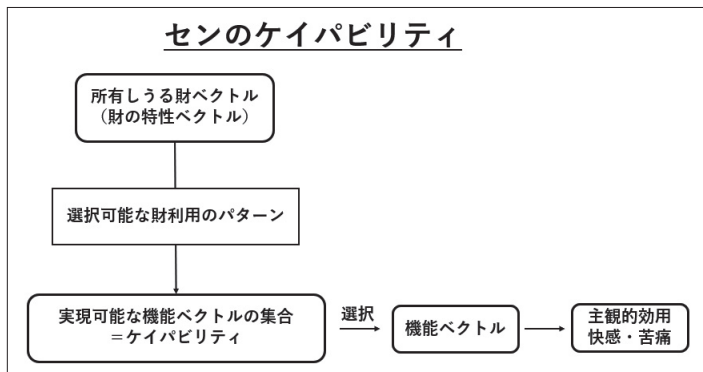


図1 センのケイパビリティ：財産、機能、快苦との関係

人間の捉え方：福祉 (well-being)、エイジェンシー、コミットメント

ここでは、人間の行動を捉えるのに役立つ二つのセンのアイディアについて説明する。それは①福祉とエイジェンシーを区別する視点、および②コミットメントの概念である。

センの思想において、エイジェンシーは全般的な目的を追求する性質であり、その目的は「人が採用する理由のあるすべての目標を網羅し、とりわけ、その人自身の福祉以外の目標をも含む」(Sen (2009) p.287) とされる。センは福祉の促進とエイジェンシーの目的追求を区別する視点から、人を次のように捉える。「ある人のケイパビリティは、福祉の自由（その人自身の福祉を促進する自由）とエイジェンシーの自由（ある人が追及する理由があると考える目標や価値であれば、何であっていても促進する自由）と捉えることができる」(Sen (2009) pp.288-289)。「エイジェントとしての個人は、自分自身の福祉のためだけに行動するとは限らない」(Sen (1992) p.56 邦訳p.85)。

さらに、センは人が利己的行為から完全に逸脱する場合があると捉え、そのような行為を捉えるために「コミットメント」の概念を導入している

（Cf. Sen（2009） pp.188-193. 邦訳 pp.279-287）。

他者の窮状が自身の厚生を下げるがゆえに他者の窮状を取り除くための行動をとる人は自分自身の利益ないし福祉を最大化する行動を選択する利己的な個人として描写することも不可能でない。これは他者に「共感」することにより、自分自身の厚生が他者の状況から影響を受けるケースである。これと区別されるのが、自分自身の福祉以外の何かに「コミットメント」を与えることだとする（Ibid. pp.188-189 邦訳pp.280-281）。例えば、自分自身の福祉を犠牲にしてでも他人の福祉の達成にコミットメントを与えてそれを促進するような行動を選ぶ（エイジェンシーの達成を目指す）場合や、エイジェントとして自分自身の目標の追求ばかりを重視することを自制して他者のエイジェンシーに配慮することにコミットする場合などについては、それを利己的行為として把握する余地はない（Cf. Ibid. p.193 邦訳p.287）。

このように、センは自分自身の福祉以外の何かにもコミットする形でエイジェンシーを発揮できるという人間の側面にも光を当てた。

センが人間を捉えるこのような視点や、比較アプローチやケイパビリティ・アプローチの背後にある人間観——「我々の最善の努力によっても、何らかの間違いに囚われたままになる可能性」（Sen（2009） p.89 邦訳p.147）を認めつつも公共的推論を通じて改善を重ねていくことができるとみる視点や、主観的な効用や快苦・苦痛の背後にある選好や欲望の形成プロセスやそれに生活環境が与える影響に光を当てる視点——を参照点とすることでコモنزの立ち位置を明確化できると思われる。Ⅳ節でそのことを示したい。

Ⅳ コモンズ適正価値論の立ち位置

適正価値の実質的な内容

コモنزは適正価値の概念を最高裁判所の判決の研究から学んだ。そこでは、利害衝突の発生がきっかけとなり、適正でないとみなされる取引を排除して適正とみなされる取引を承認することを通じて、相互依存が可能になるような秩序を再構築する努力がなされていた、とコモنزは述べている（Cf. Commons（1934a） p.4）。最高裁判所がそこで争われる争点について

最終的な判決を下したとき、その判断が当面の間そこで機能する適正価値となる。最高裁判所が従うデュー・プロセスは、当時のアメリカにおいて、典型的かつ影響力の大きい適正価値の決定方法の一つだった。一般に、適正価値を決めるプロセスは「公的利益を見据えながら、利害対立に判断を下すための規則をつくろうとする当事者たちの集団的目的によって、推進される」(Ibid. p.655 邦訳下巻 p.98)。

コモンズはこのような適正価値を生み出すプロセスが「完全なる正義」のようなものに至るとは考えなかった。人間は、真実を学べば理性に従って完全なる理想に到達できるような存在ではなく「愚かで感情的で無知な存在」である以上、適正価値に多くの愚かさや感情や誤りが含まれてその決定が不完全なものになることは避けがたい、と考えたからだ (Cf. Ibid. pp.681-682)。センの「判断の不完全性を許容し、[自然状態や原初状態での社会契約のような] 一度限りの最終決定の不在を受け入れるようなアプローチは、敗北主義ではない」(Sen (2009) p.89邦訳p.148) という考えにコモンズは同意しただろう。コモンズは人間に可能なのは「利用可能な代替的手段 (available alternatives)」からより望ましい案を選択することだと考えていた (Cf. Commons (1934a) p.867)。そのことは「機会とは、行動時に選択がその中からなされる、限られた諸代替案である」(Ibid. pp.301-302) と述べていることから伺える。コモンズは、適正価値は一度限りの最終決定で決められるようなものではなく、その判断は歴史的に「進化」していく他にないと考えた (Ibid. p.682)。つまり、コモンズはセンのいう「比較アプローチ」に与する立場を採っていた。

言うまでもなく、そのことは適正価値の判断は恣意的に行われる他ないとコモンズが考えていたことを意味しない。適正価値の判断の正当性を左右する実質的な諸因子が存在することが否定されるわけではないからだ。では、適正価値の判断は何についてのどのような判断なのか。(誰がどう適正価値を決定するかという手続きに関する規定ではなく) 適正価値の実質的な内容に関するコモンズの記述には次のようなものがある。

裁判所は、その判決において、共通のルールによって、財やサービスの

心理的価値、つまりはそれらから期待されること、そして、実物的な価値、つまりはそれらの量を名目的な価値つまりは価格が可能な限り表すように努めている。彼らの目標は「適正価値」のスキームである。

（Commons（1924）p.9）

価格それ自体は純粋に行動主義的な社会現象であり、その背後にある心理的・物理的な力と目的に関係する以外には何の意味も持たないので、我々は価格体系を名目的価値と名目的コストの分野として描いてきた。適正な価格体系は、福祉という心理的あるいは根源的目標と、富の生産という物理的あるいは中間的な目標に何らかの形で合致している場合にのみ、そのような価格体系であると判断することができる。

（Commons（1924）pp.381-382）

特定の時間、場所、出来事において、他のすべて〔使用価値、稀少性価値、倫理的価値⁸〕に割り当てられた相対的な重要度（relative importance）から構成されている適正価値

（Commons（1925）p.76）

5 適正さの種類

（Ⅰ）適正価値

1. 使用価値（質と量）
2. 稀少性価値（価格）
3. 人間価値（Human values）（社会集団）

（Ⅱ）適正な実践：適正価値をもたらす実践

（Commons（1925）p.124,「経済的かつ法的な理論における適正さの輪郭」の一部）

8 コモンズは倫理的価値（ethical values）や人間価値の概念を明確に定義していないが、社会集団（コンサーン）の価値づけ（目的）のことだと思われる。それは各メンバーに権利、義務、自由、無保護を割り当てる慣習を伴う形で成立する（Commons（1925）p.2）。

貨幣は、政治や法が存在する状態での、あるいは集团的行動の別の形態が存在する状態での、経済的力、機会の平等さ、公正ないし不公正な競争、適正なあるいは不適正な価値を測定する。適正価値は貨幣で測定された適正な希少性価値である。

(Commons (1934a) p.213 邦訳 上巻 p.326 一部改変)

それぞれの経済取引は参加者達による共同の価値評価のプロセスである。そこで参加者達は利害の多様性、他者への依存およびワーキング・ルール [実効的に機能しているルール] によって動かされる。ワーキング・ルールは、当面、取引が集团的行動に準拠することを要請する。それゆえ、適正価値は適正な取引、適正な実践であり、公共目的に相当する [利己的動機をそれに従わせるように諸個人に影響を与えるものとしての] 社会的効用である。

(Ibid. p.681 邦訳 下巻 p.137 一部改変)

合衆国裁判所は、スマイス対エームズの訴訟において、適正価値を、分かりにくく定義した。……裁判所は、……それぞれ [衝突する価値の諸理論] にその状況下で「適切なウェイト」を与えなければならないと述べた。

(Ibid. p.683 邦訳 下巻 p.140 一部改変)

これらの記述から、適正価値の実質的な内容に関して、(後述の制度論の説明抜きには理解が困難な記述もあるだろうが、) 以下のことを読み取ることができると思われる。

1. 適正価値はそこで活動する様々な個人や社会集団の価値の理論 (価値づけを伴って成立する判断=行動指針の体系) に対して状況に即したウェイトを付与する形で成立する。
2. 適正価値は各関係者が適正な/適正でない行動や取引を行う/行わないことを促すような集团的行動、すなわちワーキング・ルールを伴う形で成立する。
3. 適正価値を決めるのは、例えば立法府や裁判所のような、その社会の

秩序化を目指す集団（典型例は国家）においてルールを決定する権限をもつ人々だけではない。その社会集団の公共目的を反映したワーキング・ルールに従って行われる諸取引の結果として成立する価格体系も適正価値（を具現化した表層的な形態）となる。

4. したがって、適正価値は、表面上、現在や将来の財産の価格（稀少性価値）を測る形で成立するが、そこには使用価値や倫理的価値（社会集団の価値づけ）の適正さについての判断も含まれていることになる。また、適正価値はその財産をもたらす実践（行動や取引）の適正さについての判断によって支えられている。
5. 適正価値かどうかを判断するための情報的基礎には、取引当事者間の①経済的力のバランス、②機会の平等さ、③競争の公正さ、が含まれる。

このような内容をもつ適正価値のスキームを新たな問題が生じる度にその状況に即した内容へと再編することで、私たちは異なる利害を持つ相手も安心して頼れるような秩序を形成することができる⁹。そして、私たちはその社会で実効的に機能するワーキング・ルールとして具体化される公共目的（倫理的理念）を探究する然るべき手続き（デュー・プロセス）を通じてそのような秩序形成を目指せる、このようにコモンズは考えた。

このとき、少なくとも以下のものが適正価値の判断の正当性を左右する諸因子となる。それは、その判断が①状況に即した内容になっているか（適時性¹⁰）、②実効的に機能すると期待できるようなワーキング・ルールに落とし込むことが可能か（期待の保障¹¹の達成可能性¹²）、③様々な個人や社会集

9 人は天与の調和的な欲望を持たず、社会には欲望を十分満たす豊富な資源も存在しない。そのため、利害衝突の発生は不可避である。これがコモンズの基本的な社会観だった。そして、利害の衝突が恣意的な暴力に結びつくことを回避するためには、暴力的な執行を担う主権がルールに即して権力を行使し、期待が裏切られないような形で利害の衝突が秩序化される社会を構築する必要がある、とコモンズは考えた。（Cf. Commons (1934a) p.6, p.684, pp.762-763）

10 原語は“timeliness”（Commons (1934a) p.647, p.748）。

11 原語は“security of expectations”である。Cf. Commons (1934a) p.705, pp.762-763.

12 Cf. Commons (1934a) p.741. 別の表現としては「実行可能性によって制限された理想主義」（idealism limited by practicability, Commons (1934b) p.156）。

団のそれぞれにしかるべき重要度が与えられているか、また、そのバランスは適切か（義務や自由の配分¹³）、以上のような諸点である。

このうち適時性については、「その主題について「正しい」ことが行われたか、それは「正しい」場所で、「正しい」時間に、「正しい」程度の力で、「正しい」量だけ行われたか、といった諸点の正しさの程度によって測定できる」（Ibid. p.748）とコモンズは述べている。当然その結論は具体的状況に依存して変わるが、彼がウィリングネスと呼ぶ意志の活動原理の一般的な特徴ゆえに、次のようなことが一般的に成り立つ。

ウィリングネスは「現在の制限因子〔ボトルネック〕を適時的にコントロールすることにより将来の目標を達成する」（Ibid. p.648）。そこで行われることは、「自然や他の人間の力に対するコントロールと、そのような力への適応という二つの目的のための行動」をとるにあたって、知性的過程を通じて戦略的にコントロールすべき制限因子を見極めた上で「戦略的取引」とルーティン取引」を展開することである（Ibid. p.748）。

したがって、一般的に以下のことが要請される。具体的な問題状況を打開するために、秩序化のボトルネックとなっているコントロール可能な要素を科学的探究により見極めること。そして、物理的環境や社会的環境を適時的にコントロールする行動や取引の内容について成功を期待できるような洞察を生み出すことだ（Ibid. p.627）。

他方、適正な自由や義務の配分や、その期待の保障の達成可能性については、コモンズの制度論はそれらの評価を可能にするような特徴を備えていた。次の小節からは、センの人間観やケイパビリティ・アプローチとの比較を通じて、そのことを明らかにしたい。

コモンズ制度論が前提とする人間観

コモンズの人間観を押さえずに彼の制度論に登場する諸概念を理解するこ

13 「最良の国家とは、権利、義務、自由、無保護（exposure）が個人や社会集団の間に最もうまく割り当てられた国家である」（Commons（1934a）p.634）。Cf. Commons（1925）p.87.

とは難しい。そこで、まずは彼の人間観を確認しておきたい。

ここで有効な参照点となるのは、自分自身の福祉以外の何かにもコミットする形でエイジェンシーを発揮できる、という側面に光を当てるセンの人間観である。コモンズもこれに近い立場をとっているからだ。他方で、それにもかかわらず、コモンズの制度論では、様々な目的にコミットする形でエイジェンシーを発揮する、『コミットする主体』と呼ぶことができるような存在として人間を捉える視点は背景に退いている。

1924年の『資本主義の法律的基礎』では自己実現を目指す『コミットする主体』としての人間に焦点が当たっていた。そこでは、その人が価値づけて最大化を目指す内容がその人格（personality）であるとされた（pp.37-38）。他方、1934年の『制度経済学』では人格の概念にそのような意味付けは与えられておらず、多様な『コミットされる運動』への価値づけが統合された意思決定主体として人間を捉える視点は希薄となっている。1925年の『適正価値』において『コミットされる運動』の活動原理として「ウィリングネス」の概念が導入されたが、ウィリングネスへの着目が視点の移行に結びついたと推測される。

コモンズは、その科学観ゆえ、あらゆるものをそれが現在や将来に生み出す運動・行動の次元で捉えようとしたが（Cf. Commons (1934a) p.105）、人間もその例外ではない。1934年の『制度経済学』において、人間の活動は基本的にその人が関心を持つ目的のための意志的な諸行動として把握されることになる¹⁴。その関心事は、自分自身の福祉の場合もあれば家族や友人の福祉の場合もあるだろうし、会社や学問の発展に貢献することや社会の秩序を維持することに関心を抱いている場合もあるかもしれない。ともあれ、そのような形で様々な『コミットされる客体（活動）¹⁵』に携わる存在としてコモンズは人間を捉えた（Ibid. p.697）。コモンズがそのような独特な視点を

14 そこでは、現実の（actual）運動と、現実の運動を生み出す潜在的な（potential）力や能力（power, capacity）に焦点が当たる。「意志は活動であり、力は意志の働きによって運動を生み出す能力である」とされる（Commons (1934a) pp.145-146）。

15 センはコミットメントという概念に自分自身の福祉を顧みないという特殊な意味付けを与えているが、ここではそのような意味付けを含めずに用いる。

持っていたことは、彼自身によって明確に示されているとはいえないが、このような形でセンのアイディアを用いて整理するとよく理解できる。

コモンズは人間によって『コミットされる活動』の単位をコンサーンと呼ぶ。中でも、一回かぎりの活動でなく、ときにメンバーを入れ替えつつも継続的に活動を展開している集団のことをゴーイング・コンサーンと呼ぶ。人間は家族、企業、コミュニティ、国家など、様々なゴーイング・コンサーンのメンバーとしてその活動に参加したり、そこから抜けたり、ときにその活動を休止したりする。個々のコンサーンは「一つの総体」として活動する「個人的な意志 (individual will)」(Ibid. p.641)であり、例えば、企業が環境保護の国際的な協力の枠組みに参加したり、国家が定めた法律に従って宗教団体が活動を展開したりすることがあるように、コンサーンの活動に他のコンサーンがメンバーとして加わることも想定されている (Ibid. p.643)。

コモンズはゴーイング・コンサーンの活動原理は先述のようなウィリングネスだとするが、それは彼らが価値づけている何らかの目的の達成に向かっていくような有益な活動を生み出す、そんな意志的な活動の原理である。

もっとも、人間は自分の目的(欲望)を自覚したら、すぐにその達成(充足)に繋がる行動を理解できるような賢い存在ではなく、しばしば感情的になって「理性が勧める行動とは正反対の行動をとる」(Ibid. p.702)。馴染みのタスクを習慣的なルーティンで処理できる環境から離れると、とたんに確かな見通しを持って行動できなくなる (Ibid. p.698)。人間はそんな「愚かで感情的で無知な存在」である。したがって、ゴーイング・コンサーンの意志的な活動も当然ながら失敗を伴う。

だが、先述のように、そのような不完全性を直視した上でもなお、コモンズは、センと同様に、知的過程を通じて改善策を見つけ出し、目的を達成できると考えた。人は様々な概念(観念、ideas)を駆使してモデル(公式、formula)を構築して可変的な制限因子やその戦略的なコントロール方法に目星をつけられるし、実験によるテストやピア・レビュー (tested by experiments and verified by others) をひたすら繰り返すこともできる。そのような探究を集団で組織的に展開することを通じて、物理的事実を扱う自然科学者の集団だけでなく適正価値を探究する集団も含めて、ゴーイング・

コンサーンは期待外れの結果を生まない適時的な洞察（理論）に至ることができる（Cf. Commons (1934a) pp.100-108, p.156, Commons (1925) p.123）。このようにコモンズは考えた。

ゴーイング・コンサーンは有益な諸取引についての共同期待だ、とコモンズが説明する場合もある。そのような共同期待が集団内部のワーキング・ルールと戦略的な要素のコントロールにより一つの体系的なまとまりとして維持されることで有益な結果を期待できる（売買や生産や集団内外のルール変更をもたらす）諸取引を継続的に生み出していくことが可能になるからだ。逆にいえば、有益な諸取引についてまとまった共同期待を持ってない状態になるとゴーイング・コンサーンは活動を継続できなくなる（Cf. Ibid. p.58）。

そして、関係者の期待が保障されるような環境を提供することがワーキング・ルールの役割であり、問題が生じたときにその環境を調整することが戦略的コントロールの役割だ、とコモンズは考える。その背後には次のような人間観があった。

彼は、人間が所与の選好や欲望に照らして最適な行動を選択し続けることを可能にするような理性的な（rational）知性を持つとは考えない。知性に可能なのは次のような時間のかかる探究の過程を適正な（reasonable）やり方で組織することだけだ（Cf. Ibid. pp.681-682）。すなわち、問題の発生やその兆候であると意味づけられた感覚を検出し（Cf. Ibid. pp.93-94, p.647）、その原因と推測される制限因子を見極め、効果を期待できる戦略を試して検証する、一連のプロセスである。その過程を通じて、望ましくない結果が生じないことや望ましい結果が生じることを期待できるような行動習慣の獲得が実現されていく。

もっとも、一人一人の人間は限られた注意力しか持たず、あらゆる因子に知性的に対処することはできないので（Cf. Commons (1924) p.375）、殆どのタスクは習慣に基づいて処理される。習慣で処理できない問題が同時多発的に生じるような状況ではコンサーンは活動を停止する他なくなる（Commons (1934a) p.90）。そのため、活動の継続のためには、知性的な解決が必要になる問題が頻繁に生じることがないように、安定した環境や環境に適応したルーティンを実現する必要がある（Ibid. p.748）。このようにコ

モンズは考える。

また、快苦の感覚の意味づけや欲望についても、それを本能や所与と捉えるのではなく、環境に適応して柔軟に変わっていくものとしてコモンズは捉える (Ibid. p.74)。

彼らは、物理的で動物的な性質の諸力に似た、リンパ腺によって動かされる生理学的な肉体として出会うのでもなければ、苦痛と快感に突き動かされる「欲望の小球体」として出会うわけでもない。そうではなく、習慣によって多少なりとも準備されたものとして、慣習の圧力に導かれるものとして、お互いに出会い、集団的な人間の意志によって生み出される高度に人為的な取引に加わるのである。

(Ibid. 邦訳は上巻 p.117 一部改変)

このように、コモンズは、センと同様に、主観的な効用や快苦・苦痛の背後にある欲望の形成プロセスやそれに生活環境（コモンズの場合は制度）が与える影響に光を当てた。そして、その影響の適正さを評価できるような理論の構築に努めた。

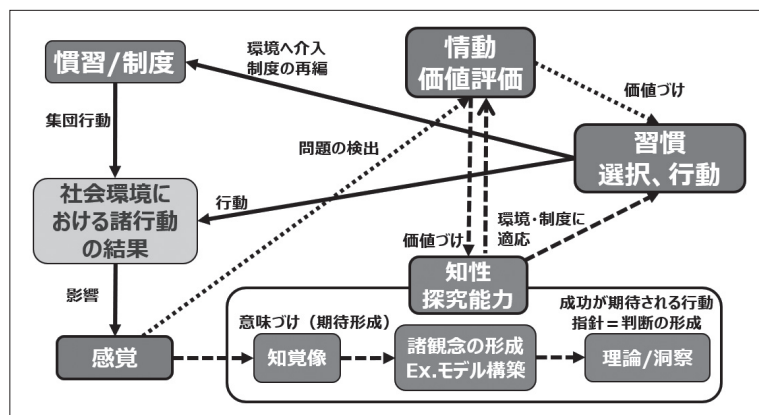


図2 コモンズの人間観：行動習慣の進化の図式

このような人間観からは、ワーキング・ルールによって期待が安定的に保障されるような社会環境を整備すること、また、戦略的コントロールを通じ

てそれを状況の変化に適合した環境へと継続的に再編することを重視するような理論的関心が導かれる。このような関心に基づき、コモンズの制度論はワーキング・ルールがどのような活動として成り立ち、どんな内容の期待を保障するかを明らかにする特徴を備えることとなった。

なお、習慣を漸進的に組み替える機能をもつものとして知性を捉える見解は、適正価値の判断の正当性を左右する「達成可能な」理念となっているかという論点にも関連する。理念に合意しても当事者達がそれに合致する習慣の組み替えに失敗すればそれは機能しない。そのため、適正価値論においては、習慣の組み換えをどの程度必要とする理念なのかという点から達成可能性が評価されることになる。

コモンズ制度論とケイパビリティ・アプローチ

コモンズは制度をワーキング・ルールとして捉える。ワークしていないルールはたとえ権力者によってそれがルールだと宣言されているとしても制度ではない。コモンズは制度を「個人の行動を制限し、解放し、拡張する集団的行動¹⁶」(Ibid.p.73)と定義した。「個人の行動を制限し、解放し、拡張する」機能を生み出す形で、制度はワークする。「集団的行動」という形態で、制度はその機能を発揮する。単に文章で表現されたり概念が形成されたりするだけで行動を伴わないなら、それは制度ではない。制度はそれが機能する社会の場——それは特定の時間や場所に限られるわけだが——に、集団的行動を生み出す。もっとも制度は、それが機能している間、ずっと何らかの行動を生み出しているというわけではない。制度はある個人が望ましいあるいは望ましくない行動をとったときにその人に是認(褒賞)や否認(制裁)を与えるような集団的行動を生み出す。例えば、泥棒に入られたときに、犯人の身柄を拘束して被害相当額を弁償させるような諸行動として、近隣住

16 個人の行動(individual action)と集団的行動(collective action)の区別が、生物個体の行動とその集団の協調行動の区別か、一つの人格(personality)をもって活動する“individual will”(Ibid. p.643)たるコンサーンの行動と異なる利害をもつ多様なコンサーンによる協調行動の区別かは明確にされていない。ここでは後者の区別と解釈する。(Cf. Commons (1924) p.68)

民による警察への通報や警察の捜査、拘束後の裁判などが展開される、というようなことだ。ワーキング・ルールたる制度は、個人の行動に関する期待を次のような形で保障することで「個人の行動を誘導する集団的行動である」(Ibid. p.701)。

集団的行動が彼を助けにくるだろうから「できる」、集団的行動が彼を助けにこないだろうから「できない」、集団的行動が彼に強いるだろうから「しなければならない」または「してはならない」、集団的行動が彼を許可し、保護するだろうから「してもよい」、集団的行動が彼を妨げるだろうから「することができない」

(Ibid. p.71)

つまり、ワーキング・ルールは①ある人に特定の行動の遂行や回避を強制してその人の行動を制限する機能（義務）と、②ある人に特定の行動の遂行や回避を強いるような他の人々の行動を制限してその義務から解放する機能（消極的自由）と、③ある人が特定の行動を遂行することで他の人たちが被る影響から彼らを保護する責任を負わず、また、それを妨げる行動を回避する義務を彼らに負わせることで、その人が選択できる活動の選択肢を拡張する機能（積極的自由）を持つ。

したがって、制度は各個人（以下では個人的な意志であるコンサーンも含めて用いる）の義務や自由の内容を定めることで、その人がその社会でどのような有益な活動を展開していくことができるか、に関する期待を保障する機能をもつ。

このように、コモンズは「価値づけられた結果を実際に達成する機会」(Prendergast (2011) p.209) に注目し、「人が行う価値・人になる価値があると認めることを実際に行う・価値があると認める状態になる自由」(Sen (2009) pp.231-232 (邦訳 p.335一部改変) に焦点をあてている。この点はセンのケイパビリティ・アプローチと共通している。

また、このようなコモンズの視点は、一度限りの社会契約によって決定される制度の望ましさを制度の下で実際に達成できることと無関係に論じる「制度尊重主義」とは相いれない。コモンズは「実現ベース」のアプローチ

と同様に、その社会で実際に達成できることや達成できないことに焦点をあてているからだ。

他方で、コモンズとセンのアプローチの間には次の二つのような違いも見られる。

第一に、これはあまり大きな違いではないかもしれないが、コモンズが適正価値の実現のための戦略的因子（直接コントロールや選択が可能な変数）として制度を尊重している点である。公正でない・適正でない事態の兆候を「実現されること（realizations）」の次元で検出することを求める点でセンとコモンズは共通している。だが、コモンズは問題に対処する際に「実現されること」を直接コントロールする能力を人間が備えているとは考えない。コモンズは行動習慣や制度を再編して「実現されること」に影響を及ぼすことしか人間には望めないと考えており、センとは異なり「実現される」経済状態の間で社会的選択を行うことに意義を認めなかったはずだ。なぜなら、そのアプローチでは達成不可能な理想状態が選択される懸念があるからだ。

第二に、次のことに着目する視点の有無は両者の重要な違いだと思われる。すなわち、個人が財を使って実際に達成できることは他の諸個人がどのような行動を遂行・回避・自制するかに依存すること、そして、その影響は制度という集团的行動により幾分か予見可能な形でコントロールされていること（Commons (1934a) p.107）。これらの点に着目する視点がセンのケイパビリティ・アプローチには希薄でコモンズの制度論には色濃く見られる特徴である。続いて、この視点について説明を加える。

その視点をセンが欠いているか軽視していることは、先述したセンによるケイパビリティの形式的定義（図1で図示した構造）から何うことができる。その定義には個人が実現できる機能やケイパビリティに他の諸個人の行動が及ぼす影響は表現されていない。

他方、コモンズは①諸個人のケイパビリティの間にどのような連関——例えば、ある個人がある機能を実現すると他の個人のケイパビリティが減る等といった連関——があるか、②制度がそれをどう下支えしているか、という点を把握しようとした。

第一の点については、義務（準拠）と権利（保障）の関係、および、自由

（無義務）と無保護（無権利）の関係というモデルによって把握される。例えば、誰かの債務（支払い義務）が他の誰かの債権（支払いの履行を要求する権利）と対応するように、ある個人の行為の遂行や回避の義務は他の諸個人にとってはその個人の行為の遂行や回避についての期待が保障されるはずの状態である。行動を回避する義務（negative encumbrance）は誰かの自由を下支えし、行動を遂行する義務（positive encumbrance）はその恩恵を被る相手の権利と対応する。義務の履行をその個人に要求する権利やその要求が満たされなかった場合に集団の行動による救済（例えば、法に即して、差し押さえた資産で弁償がなされること等）を要求する権利が認められることになる。同様に、誰かに認められる自由に対応するのが無保護の状態である。もし、ある個人の自由な行動から無保護状態にある諸個人が損害を被るのだとしても、彼らに被害の救済を要求して保護を受ける権利は認められず、彼らは自由な選択の影響を受けるリスクに晒されることになる。

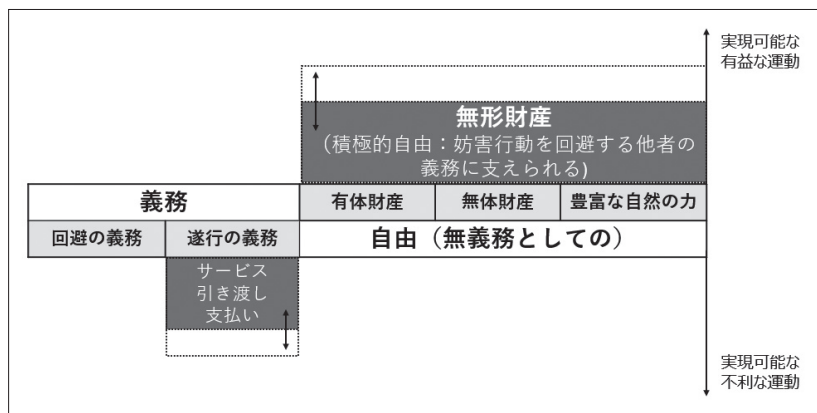


図3 義務、消極的自由、積極的自由

各個人にとって重要なのは自身が価値づけている目的の実現に役立つ有益な活動を展開することだが、その活動が展開される社会的環境において——未組織の慣習や様々なゴーイング・コンサーンのワーキング・ルールの「社会的力・圧力」によって——その個人にどのような形で権利・義務・自由・無保護が配分されるかにより、その活動がその社会で達成できると期待でき

る内容は形作られることになる¹⁷。

このような視点はコモンズによる財産、とりわけ無形財産（intangible property）や無体財産（incorporeal property）の捉え方に現れている。コモンズいわく、「財産とは自然の取り扱いや他の諸個人との取引においてあらわれる意志の有益な運動のことだ。……自然の扱いは有体財産である。……無形財産は他の諸個人の期待される有益な振る舞いのうち、単に、彼らと行うことが期待される取引を通じて得られるものである。他方、無体財産は他の諸個人が私たちと交わした諸約束の期待される履行である」（Commons（1924）p.28）。無体財産の典型は債権であり、将来の支払い約束（義務）に対応する権利である。無形財産は「期待される諸機会の所有権（ownership）」（Commons（1934a）p.5）であり、積極的自由に相当する。例えば、債券の流通市場が生み出されると、無体財産に過ぎなかった債権が無形財産（流通市場で将来売却する自由）としての稀少性価値を獲得する。

そして、このような期待が裏切られないことを信じて有益な行動や取引を展開するためには、各個人に割り当てられる義務と自由が矛盾せず、諸個人の間で権利と義務や自由と無保護が相関し、諸個人に配分される権利・義務・自由・無保護が適正なバランスを保つようなワーキング・ルールが必要である（Cf. Ibid. p.634）。事実、コモンズが生きたアメリカや今の日本では各個人の義務や積極的自由の内容は国家の法律や判例によって下支えされている。それにより、その社会で法が諸個人の活動をどう制限し、解放し、拡張しているかが明確化されており、曖昧さゆえの諍いが生じても解消されていくと期待できる。

また、関係者のあらゆる行動を義務として定めるような究極の全体主義的コンサーンでない限り、諸個人の財産権は自由な取引を通じてたえず変化していく。コモンズの制度論では取引は次のように定義される。すなわち、取引とは「法的コントロールの移転の単位」（Ibid. p.4）であり、「社会の集団的なワーキング・ルールによって決定される、物理的事物の将来の所有権と

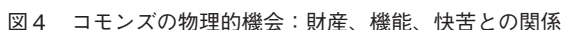
17 典型的には国家の法体系だが、宗教団体や血縁集団などのワーキング・ルールや商慣習が国家をしのぐ影響力を持つ場合もある。

いう、権利に関する諸個人間での譲渡と取得である」(Ibid. p.58)。所有権とは将来にわたって対象となる物理的事物（有体財産）を所有者の同意なく使用することを排除するエンタイトルメント（集団的に認められた権利）である（Ibid. p.302）。各時点において財産を物理的にコントロールする（生産や消費においてその財産を加工・移動したり、そのサービスの恩恵を享受したりする）ためには、あらかじめ財産の所有者と取引を行い、必要時点において、その財産を物理的にコントロールする権利（所有権や一時的な使用権のような法的コントロール）を得る必要がある。

したがって、取引を通じて、将来誰がどのような物質的事物＝富（wealth）＝有体財産を自由に活用し、目的に適う有益な運動を展開する排他的権利をもつかが変化してくことになる。コモンズは取引を売買交渉取引（bargaining transactions）、管理取引（managerial transactions）、割当取引（rationing transactions）の三つに分類するが、それぞれの取引は折衝（negotiations）を経て成立し、次のような合意をもたらす。「売買交渉取引は、法的に対等な人々の間での自主的な合意により富の所有を移転する。管理取引は、法的位置者の指示により富を創造する。割当取引は、法的位置者の指図により富の創造の受益と負担を割り当てる」(Ibid. p.68)。

各個人は各時点で排他的な使用が認められている財産を活用し、自身の価値づける目的に照らして有益な活動を展開する機会をもつ。コモンズはその機会を物理的機会（physical opportunity）と所有的机会（proprietary opportunity）の二つに分類して把握した（Cf. Ibid. p.306）。

ある個人の物理的機会とは、その人が物理的にコントロールする権利を有する財産と、希少でないために自由に活用できる自然の力の組み合わせを所与としたとき（それらをインプットして）、その個人の生産力（producing power）を行使して創造することを選択できるアウトプット（管理取引によって創造される受益と負担の組み合わせ）の候補からなる。図1で図式化されたセンのケイパビリティ概念の構造と図4の物理的機会の概念構造の共通性からも伺うことができるように、物理的機会はセンのケイパビリティに近い概念である。





ある個人の売買交渉が展開される市場の環境は、その個人と同種の財産権を手放そうとしているライバルや、その個人が入手したい財産権を手放そうとしている取引相手の候補らとの関係からなる。市場は競争、機会、交渉力などの観点についてその公正さや豊かさや平等性が問われる。また、そのときどきの市場に供給される財産権はその需要に対する稀少性に依拠して、支出される財産権の対価となる収入の大きさが決まる。この対価の大きさが稀少性価値と呼ばれる。稀少性の尺度を安定化するべく、そして、売買交渉取引を通じた相互依存の機会の拡大を促進するべく、人為的かつ集団的に調整される貨幣の制度によって (Cf. Ibid p.214)、稀少性価値は価格で表示される。

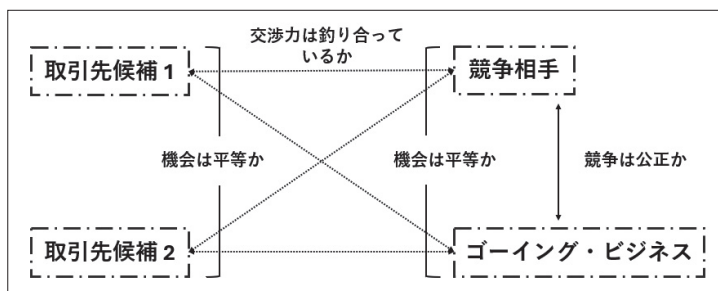


図6 機会、交渉力、競争

売買交渉においては、通常、自身の目的の達成に向けて必要となるが使用する権利のない財産の法的コントロールをできるだけ少ない支出で他の個人から獲得すること、また、自身の目的の達成には必須でないが他の個人から必要とされている財産の法的コントロールをできるだけ多い収入と引き換えに他の個人に譲渡することを目指して、折衝が展開される。自身にとって都合の良い取引を実現できるかどうかは、諸個人の交渉力のバランス次第である。好条件が提示されるまで取引を保留することや自由競争を制限することは、状況次第では交渉力の平等化に繋がるため、公共目的に照らして適正な交渉力の行使とみなされうる (Cf. Ibid. pp.342-348)。

また、コンサーンを一つの『コミットされる活動』を追求するような活動として捉える視点ではなく、多様な意志に同時に『コミットする主体』が集まってその活動が担われているとみる視点からは、「各当事者への相反す

る経済的な権利、義務、自由、無保護の配分の適正さ」（Commons（1925）p.87）、すなわち、各々に機会や力が適切に分配されているかどうかが問われる。その文脈では、割当取引を通じて各個人に割り当てられる受益と負担の量やそれらの諸個人間のバランスを適正な配分へと再編することが目指される。

以上のようなコモンズの議論を踏まえると、各個人が財産を活用して達成できると期待できる受益と負担の組み合わせの集合（ケイパビリティ）は諸制度によって下支えされている、とすることができる。センはケイパビリティと制度の関連に焦点を当てなかった。他方、コモンズは両者の関連に焦点を当て、制度によって下支えされた『制度的ケイパビリティ』とでも呼べるような諸機会を描いた。制度的ケイパビリティの豊かさや平等さ、そしてその配分を変化させていく取引にかかわる諸因子は、適正さの判断に必要な情報的基礎だということになる。

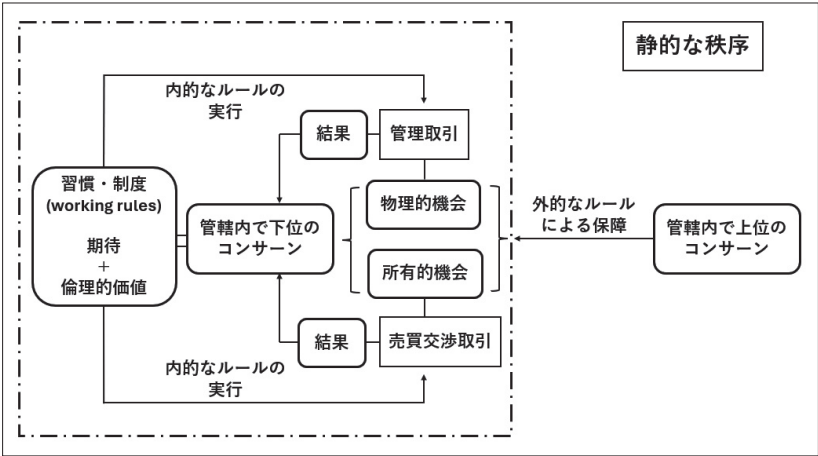
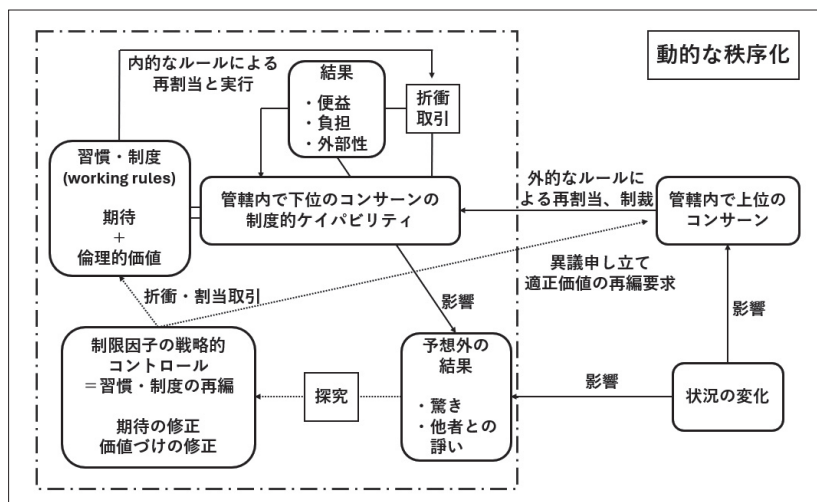


図7 静的な秩序：制度化されたルーティン取引



正価値の要件は根本的な単一の因子を基礎とする階層構造ではなく、多元的な因子がときどきの状況次第で異なる重要度を与えられるような弾力的な輪郭（elastic outline）を備えていると考えるべきである（Cf. Commons (1934a) p.738）。

V 結語

ここまで、センのいくつかの正義のアイディアとの比較を通じてコモンズの制度論の立ち位置を明確化することを試みてきた。そこでは、特に、コモンズの適正価値論の『適正さの実質的な要件』の理論的解明に焦点を当てた。最後に本節ではコモンズとセンの比較から明らかになったことを総括しておきたい。

第一に、コモンズは「実現ベースの比較」アプローチを採っている点でセンと共通していた。ただし、コモンズはより適正な社会の実現のための殆ど唯一の有効な戦略的変数が制度だと考えており、その点はセンの見解と相違があった。

第二に、Prendergast（2011）が指摘しているように、「価値づけられた結果を実際に達成する機会」を重視する視点をコモンズの制度論はセンのケイパビリティ・アプローチと共有していた。ただし、ケイパビリティが制度によって支えられていること、そして、諸個人の間でケイパビリティがいかに関係するかということ、これらのことを明示的に分析しようとした点でコモンズはセンと違っていた。結果的に、将来にわたる『制度的ケイパビリティ』の配分（豊かさやバランス）において公共目的に照らして正当化できない不適正さがあるかどうかを判断するために必要な情報的基礎について、その抽象的な諸因子と因子間の関係をコモンズは理論的に示すことができた。

第三に、コモンズは自分自身の福祉以外の何かにもコミットする形でエイジェンシーを発揮できる側面に光を当てて人間を捉えている点でセンと立場を共有していた。ただし、コモンズの制度論はエイジェンシーを発揮する『コミットする主体』ではなく、『コミットされる客体』の活動に焦点を移して展開されていた点に特徴がある。

また、コモンズはセンと異なり、「価値があると考えられる適切なケイバビリティが、グループではなく、個人に限定される」(Sen (2009) p.246, 邦訳p.354) べきだとする立場には立たなかった。センは、『コミットする主体』としての個人の評価には「人々が他者と協力して何かを行うことができることの重要性」(Ibid.) が反映されているため、究極的には、それを考慮すれば『コミットされる客体』について考慮する必要のある情報を十分引き出せるという立場を採っている。他方、コモンズは『コミットされる客体(活動)』としての個人や社会集団の制度的ケイバビリティに焦点を当てた。

コモンズとセンは個人の価値判断を社会的に形成されるものとして捉える視点は共通しており、主観的効用を正義の究極的な情報的基礎として取り扱うアプローチに反対する点で一致していた。だが、個人の判断が社会的に形成されるという事実をセンはコモンズほど深刻には受け止めていない。コモンズは『コミットする主体』としての個人の判断を常に形成(探究)の途上に留まるものとして捉えた。それゆえ、「何かを行うことができること」から得られる主観的効用のみならず、「何かを行うことができること」に関する個人のあらゆる判断について、それが自立したエイジェントの判断であることを根拠にしてそれを正義の判断の基礎として取り扱うような立場からコモンズは距離を置いたと考えられる。

コモンズは次のように考えた。あらゆる判断は制度の影響を受けて形成される他ない。人が望めるのは、一切の強制から解放された『自由』ではなく、より適正な制度の影響のもとで判断を形成し、行動することだ。曰く、「自由は強制の度合いの問題である。そして、自由の定義は行動を誘発するために用いられうる許容される圧力の量の定義である。この許容可能な説得ないし強要、命令と服従の配分は、今度は、人や人の集団に割り当てられる相対的な重要性に依存する」(Commons (1924) p.326)。そのような考えに基づき、コモンズは適正価値論を内包する制度論を構築した。

結局、適正価値論の主題は次のような内容を伴うものだった。様々な(潜在的な)利害関係者から達成可能な適正な理念として認められ、継続的にコミットメントを与えられると期待できるような公共目的やそれを反映した制度を探究し、適時的な適正価値のスキームとしてそれを実現し続けることで

ある。そこで重要なのは、自立した諸主体の選択を適切な形で反映して制度を構築すること（社会的選択を行うこと）ではない。制度が許容できない程度の強制を含んでいるかどうかや、様々な利害関係者のそれぞれに過度に不十分でも不平等でもない制度的ケイパビリティが与えられているかどうか、機能し続けると期待できるような制度あるいはその再編となっているかどうか、そこでは問われ続ける。

なお、単一の目的のもとで諸個人を義務でがんじがらめにする制度を構築する形で秩序を実現する方法も、状況次第では正当化する余地があるかもしれない（Commons（1934a）p.903）。だが、コモンズは次のようなアプローチで秩序を実現するのが有力だと考えた。すなわち、制度の圧力のもとで多様な目的（倫理的価値）を自由に追求する意志的な活動が生み出され、活動が継続され、また、売買交渉取引を通じて相互依存的に活動が展開されると期待できる。そのような秩序を構築するべく制度を再編し続ける方法である。

人はその判断形成能力の不完全さゆえに単一の目的として「完全な正義」を掲げることは望めない。だが、「実現ベースの比較」アプローチにより状況を改善できる。そして、売買交渉取引の成立や約束の履行を望めないような悲慘な状況でない限りは、制度による強制の度合いを必要最低限に留め、コミットメントの対象や内容を自主的に探究し続けられるような社会環境を構築するアプローチを正当化できる。恐らくはこのような考えに基づき、コモンズは熟議のみならず売買交渉取引も活用する形で適正価値の集団的な探究が展開されるような社会環境の実現を目指すアプローチを支持した。

以上のような理解が正しい場合、次のことが言える。①理論の妥当性は、本稿で図示した人間や制度的ケイパビリティの捉え方が事実在即しているかどうか依存している。②稀少性価値を1次元の貨幣単位で計測する制度が適正と考えられる理由をコモンズは明示していない（Cf. Uni（2024）p.1197）。これら2点について検討を加えることは今後の課題としたい。

謝辞：本論文は日本学術振興会科研費基盤研究（B）（23K20146）の成果である。

参考文献

- Commons, J. R. (1924), *Legal Foundations of Capitalism*, New York: Macmillan.
(前半部分の翻訳は新田隆信・中村一彦・志村治美訳『資本主義の法律的基础 (上巻)』コロナ社, 1964年).
- (1925), *Reasonable Value*, Ann Arbor, MI: Edwards Brothers.
- (1928-29), *Reasonable Value: A Theory of Volitional Economics*, Manuscript, (Collection of the National Agricultural Library. NAL call number: HB501 C66 1927, Identifier: CAT10844889001 and CAT10844889002).
- (1934a), *Institutional Economics*, New York: Macmillan (中原隆幸訳『制度経済学 上』ナカニシヤ出版, 2015年／宇仁宏幸・坂口明義・高橋真悟・北川亘太訳『制度経済学 中』ナカニシヤ出版, 2019年／宇仁宏幸・北川亘太訳『制度経済学 下』ナカニシヤ出版, 2019年).
- (1934b), *Myself*, New York: Macmillan.
- (1950), *The Economics of Collective Action*, Madison: The University of Wisconsin Press. (春日井 薫・春日井敬訳『集団行動の経済学』文雅堂書店, 1958).
- Coyle, D. et al. (2023), “Is It Time to Reboot Welfare Economics? Overview”, *Fiscal Studies* 44 (2): 109-121.
- Kitagawa, K. (2017), “Two Methods of Institutional Reform in the Institutional Economics of John R. Commons,” In *Contemporary Meanings of John R. Commons’s Institutional Economics: An Analysis Using a Newly Discovered Manuscript*. Edited by Hiroyuki Uni, 73-98. Singapore: Springer.
- Prendergast, R. (2011), “Sen and Commons on Markets and Freedom.” *New Political Economy* 16 (2): 207-222.
- Ramstad, Y. (2001), “John R. Commons’s reasonable value and the problem of just price.” *Journal of Economic Issues* 35 (2): 253-77.
- Sen, A. (1985), *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland. (鈴木興太郎訳『福祉の経済学—財と潜在能力—』, 岩波書店, 1998年).
- (1992), *Inequality reexamined*, Oxford University Press, Oxford. (池本幸生, 野上裕生, 佐藤仁訳『不平等の再検討』, 岩波書店, 1999年).
- (2009), *The Idea of Justice*, Penguin Books Ltd. (池本幸生訳『正義のアイデア』, 明石書店, 2011年).
- Uni, H. (2024), “John R. Commons’s Two-Layered Theory of Reasonable Value.” *Journal of Economic Issues* 58 (4):1187-1213.
- 宇仁宏幸 (2022), 「J. R. コモンズの適正価格論と適正価値論」『季刊経済理論』59 (3): 84-95.

- (2023), 「適正価値はいかにして創り出されるか— J. R. コモンズの適正価値論の現代的意味 —」『追手門経済論集』58 (1): 23-44.
- 加藤健 (2013), 「J. R. コモンズの経済思想とアメリカにおけるウェルフェアの実現 (特集J. R. コモンズの制度経済学の現代的展開)」『経済論叢』187 (1): 35-49.
- 北川亘太, 二村雅子 (2022), 「J. R. コモンズにおける適正な価格と実践の制度的調整 —グッドウィル・公益事業規制・公共目的」『関西大学経済論集』72 (1): 43-62.
- 高橋真悟 (2023), 「労災補償と失業補償から生み出される適正価値: J. R. コモンズの労働政策論と制度経済学」『東京交通短期大学研究紀要』28: 202-212.

